

## 厚木市自転車安全利用促進条例について

厚木市自転車安全利用促進条例では、13歳未満の幼児、児童のヘルメット着用を保護者へ義務付けるなど、自転車の安全な利用の促進に向けた取組みを市民総ぐるみで行うこととした。

厚木市くらし交通安全課交通安全係

## 1 条例制定に至った背景

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民の皆様が手軽に利用している交通手段であり、また、環境負荷の少ないエコな乗り物として、利用促進が望まれています。

近年、本市では、自転車に関連する交通事故が年間300件を超えて発生し、自転車の危険走行による交通事故も多発し、自転車利用者の交通マナーの低下が問題となっています。

市内における自転車の関係する事故件数は、平成16年をピークに減少傾向にあります。全事故件数に比べて減少割合は小さく、自転車事故の占める割合は、平成16年からほとんど変わらない状態にあることから、本市は、平成21年に神奈川県自転車事故多発区域の指定を受けておりました。

また、放置自転車台数は、平成13年をピークに減少が続いており、自転車駐輪場の整備の効果がうかがえますが、放置自転車を無くすには、駐輪場の増設と同時に利用者のマナーの向上を図ることが重要となります。

このようなことから、身近な交通手段として、通勤や通学、買い物など、さまざまな生活の場で幅広い世代の方が利用している自転車については、自転車の安全利用や運転マナーの向上など、事故を未然に防止する取組

みが必要となってきました。

本市は、平成22年11月に、国内で3番目のセーフコミュニティ認証都市となったことから、「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防することができる」というセーフコミュニティの理念の下、市内における自転車の安全利用について、市、自転車利用者、自転車小売業者等、関係団体、学校及び市民などが相互に連携を行い、それぞれの責務を果たすことにより、自転車の安全な利用に関する意識の向上と、自転車に起因する事故の未然防止を図るとともに、自転車の安全な利用の促進に資することにより、安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため、この条例を制定することといたしました。

※セーフコミュニティとは、事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できるという理念の下、地域住民と行政等が協働して「地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせるまち」を創ろうという取組みです。

本市は、平成27年のセーフコミュニティ再認証を目指し、セーフコミュニティ推進に向けた取組みを実施しております。

条例の策定に向け、(仮称)厚木市自転車委員会を開催

通安全活動や教育を担っている方、自治会等

(1) (仮称)厚木市自転車安全促進条例検討

2 条例制定までの経緯

安全促進条例検討委員会を平成23年7月に組織し、平成24年7月までに6回の会議を開催しました。

委員会は、公募の市民、自転車販売者、交

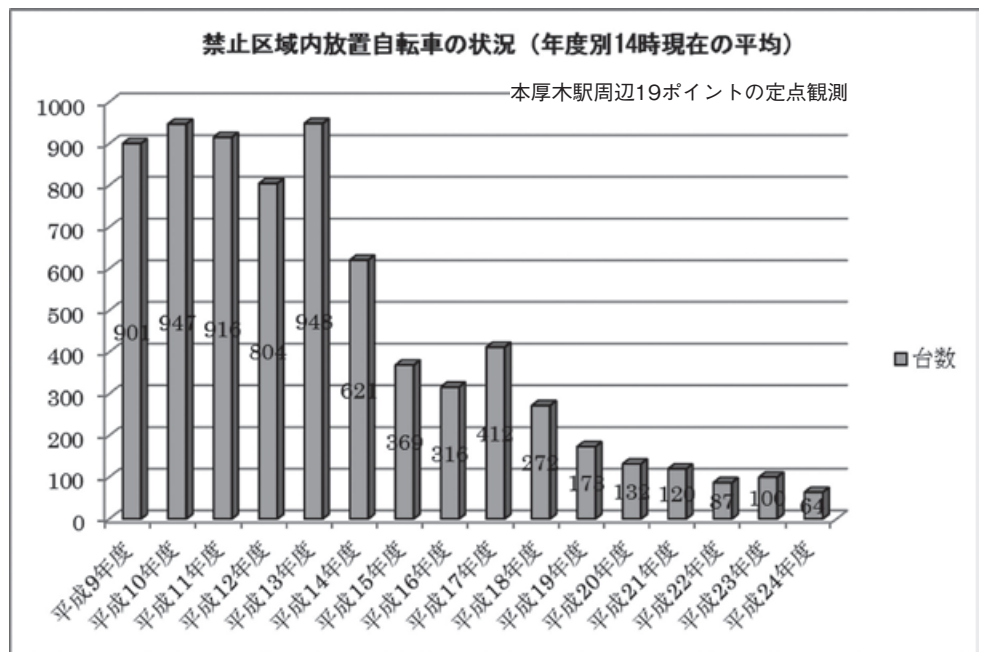
・ 放置自転車対策(今後の取組みに参考とするもの)

・ 自転車教室の充実(計画に盛り込まれていないもの)

[参考] 厚木市自転車事故発生状況

(単位:件、人)

	交通事故			自転車事故					
	事故件数	負傷者数	死者数	事故件数	事故割合	負傷者数	負傷者割合	死者数	死者割合
平成16年	2,530	3,025	15	549	22%	547	18%	4	27%
平成17年	2,427	2,923	8	523	22%	524	18%	1	13%
平成18年	2,112	2,555	9	467	22%	463	18%	0	0%
平成19年	1,899	2,259	3	411	22%	413	18%	0	0%
平成20年	1,751	2,121	13	408	23%	412	19%	2	15%
平成21年	1,663	1,976	7	387	23%	383	19%	1	14%
平成22年	1,499	1,979	4	342	23%	346	17%	0	0%
平成23年	1,393	1,675	10	324	23%	321	19%	1	10%
平成24年	1,330	1,621	3	286	22%	289	18%	1	33%



の地域団体代表者、学識経験者など幅広い知識や経験をお持ちの方々が、自転車の安全利用の促進に関し、自転車利用者及び関係団体並びに行政の役割や責務など、さまざまな視点で活発な意見を交わしていただき、特に実行性や継続性、条例施行後の実施効果などについて検討を行いました。

(2) (仮称)厚木市自転車安全促進条例制定に向けての意見交換会を開催

平成24年5月に、厚木市市民参加条例に基づき、(仮称)厚木市自転車安全促進条例制定に向けての意見交換会を開催しました。

主なものとして皆さんからは次のような意見がありました。

- ・ 乗車用ヘルメット購入費助成事業を継続的に行って欲しい。
- ・ 自転車教室のための指導員の設置が必要である。

(3) パブリックコメントの実施

平成24年8月1日から31日までの1か月間、条例に対する市民意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

主なものとして皆さんからは次のような意見がありました。

するもの)

(4) 市議会への上程

平成24年厚木市議会12月定例会に条例(案)を上程し、原案のとおり可決・成立しました。(平成24年12月25日公布、平成25年4月1日施行)

3 条例の内容と構成について

本条例は、15条の条文で構成しており、市及び自転車利用者の「責務」や自転車小売業者等、関係団体、市民のそれぞれの「役割」を明確にしているほか、万が一の自転車事故に備え、保険加入を努力義務とし、更に幼児・児童の「乗車用ヘルメットの着用義務」等を定め、自転車の安全な利用の促進に向けた取組みを市民総ぐるみで行うことを特徴としております。

(1) 第1条 目的

本条例の目的は、セーフコミュニティの理念の下に、自転車の安全な利用に関する基本的な事項等を定めることにより、自転車の安全な利用に関する意識の向上及び自転車に起因する事故の未然防止を図り、もって地域社会における自転車の安全な利用を促進することです。

(2) 第2条 定義

本条例の用語の意味が正確に伝わり、解釈

上の疑義が生じないように次の用語の意義について規定するものです。

「自転車」

「自転車小売業者等」

「関係団体」

(3) 第3条及び第4条 責務

ア 市

自転車の安全な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

イ 自転車利用者

・ 道路交通法及び関係法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならないものとします。

・ 自転車を定期的に点検し、整備するよう努めなければならないものとします。

・ 交通事故により生じた損害を賠償するための自転車損害保険等の加入に努めなければならないものとします。

・ 市や警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならないものとします。

(4) 第5条～第7条 役割

ア 自転車小売業者等

・ 自転車利用者へ自転車の安全な利用のための適切な助言を行うよう努めるものとします。

・ 市や警察署が実施する自転車の安全な利

用に関する施策に協力するよう努めるものとします。

イ 関係団体

・ 安全な利用の促進に関する取組みを自主的かつ積極的に行うものとします。

・ 市や警察署が実施する安全な利用に関する施策に協力するよう努めるものとします。

ウ 市民

・ 自転車の安全な利用に理解を深めるとともに、市や警察が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(5) 第8条～第11条 講習、啓発、支援、情報説明

自転車の安全な利用を促進する上で必要な講習、啓発、支援、情報説明等について規定してあります。

(6) 第12条 乗車用ヘルメット

乗車用ヘルメットの着用について規定しております。道路交通法では、13歳未満の児童・幼児のヘルメットの着用について、保護者の努力規定としておりますが、本条例では、一歩進めて保護者への義務規定としております。自転車利用者は、自転車に幼児座席を設け、幼児を乗車させるときは、幼児に乗車用ヘルメットを着用させなければならないものと

とします。

・保護者は、児童・幼児が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならぬものとします。

・市は、乗車用ヘルメットの普及を図るために、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとします。

(7) 第13条 指導

自転車に関する事故を防止するために必要な指導について規定しております。

市長は、児童又は幼児が乗車用ヘルメットを着用しないで自転車を運転し、又は自転車に乗車しているときその他自転車に関する事故を防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者等に必要な指導をすることが出来るものとします。

(8) 第14条 評価

条例の運用状況について、5年を超えない期間ごとに評価し、その結果に基づき必要な措置を行うことについて規定しております。

(9) 第15条 委任

条例の施行について必要な事項を市長が別に定めることを規定しております。

厚木市自転車安全利用促進条例概要

<p><b>1 目的</b> 条例制定の目的を規定します。 この条例は、セーフコミュニティの基本理念の下に、自転車の安全な利用に関する基本的な事項等を定めることにより、自転車の安全な利用に関する意識の向上、事故の未然防止を図り、自転車の安全な利用の促進に資することを目的とします。</p>	<p><b>6 関係団体の役割</b> 関係団体の役割を規定します。 (1) 安全な利用の促進に関する取組みを自主的かつ積極的に行うものとする。 (2) 市や警察署が実施する安全な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p><b>10 関係団体への支援</b> 市の関係団体への支援について規定します。 市は、安全な利用に関する情報の提供、その他の必要な支援を行うことができるものとする。</p>
<p><b>2 定義</b> 次の用語の意義について、規定します。 (1) 「自転車」 (2) 「自転車小売業者等」 (3) 「関係団体」</p>	<p><b>7 市民の役割</b> 市民の役割を規定します。 安全な利用に理解を深めるとともに、市や警察が実施する安全な利用に関する施策に協力するよう努めるものとします。</p>	<p><b>11 安全利用情報の説明</b> 自転車小売業者等の説明について規定します。 自転車小売業者等は、自転車を購入しようとする者又は貸出しを希望する者に対し、自転車の適正な利用の方法、自転車損害保険等への加入その他の安全な利用に関する情報を説明するよう努めなければならないものとする。</p>
<p><b>3 市の責務</b> 市の責務を規定します。 自転車の安全な利用に関する施策を総合かつ計画的に推進するものとする。</p>	<p><b>8 安全な利用に関する講習</b> 市の安全な利用に関する講習の実施について規定します。 (1) 市は、安全な利用に関する講習を実施するものとする。 (2) 市は、講習を実施するに当たっては、警察署等と連携するものとする。 (3) 市は、講習受講者へ必要な支援を行うことができるものとする。</p>	<p><b>12 乗車用ヘルメット</b> 乗車用ヘルメットの着用について規定します。 (1) 自転車利用者は、自転車に幼児座席を設け、幼児を乗車させるときは、幼児にヘルメットを着用させなければならないものとする。 (2) 保護者は、児童・幼児が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならないものとする。 (3) 市は、乗車用ヘルメットの普及を図るために、情報の提供や必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p><b>4 自転車利用者の責務</b> 自転車利用者の責務を規定します。 (1) 道路交通法及び関係法令を遵守し、安全な利用に努めなければならないものとする。 (2) 自転車を定期的に点検し整備するよう努めなければならないものとする。 (3) 交通事故により生じた損害を賠償するための自転車損害保険等の加入に努めなければならないものとする。 (4) 市や警察署が実施する安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。</p>	<p><b>9 啓発等</b> 市の広報及び啓発について規定します。 (1) 市は、市民に安全な利用について広報・啓発を行うものとする。 (2) 市は、自転車利用者の自転車損害保険等への加入を促進するため、必要な措置を講じるものとする。 (3) 市は、警察署と連携を図り自転車事故の発生状況に関する情報を市民に提供するものとする。 (4) 学校の長は、児童、生徒及び学生に対して、自転車の安全な利用に関する指導及び啓発を行うよう努めるものとする。</p>	<p><b>13 指導</b> 自転車利用者への指導について規定します。 市長は、児童又は幼児が乗車用ヘルメットを着用しないで自転車を運転し、又は自転車に乗車しているときその他自転車に関する事故を防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者等に必要な指導をすることができるものとする。</p>
<p><b>5 自転車小売業者等の役割</b> 自転車小売業者等の役割を規定します。 (1) 自転車利用者へ安全な利用のための適切な助言を行うよう努めるものとする。 (2) 市や警察署が実施する安全な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p><b>14 評価等</b> 条例の点検について規定します。 市長は、条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。</p>	

## 4 条例施行後の取組み

平成25年4月1日の条例施行により、関係機関及び交通関係団体と連携し、自転車利用者に条例の周知と併せて交通ルールの遵守とマナー向上を呼びかけております。

### (1) 自転車マナーアップキャンペーン

例年5月は「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」が実施されていることから、条例の周知を兼ねて、市内7高等学校において「自転車マナーアップキャンペーン」を5月1日から15日まで実施し、各交通関係団体や各校生徒等延約250人に参加をいただき、各校合計約4700人の生徒の皆様への啓発活動を実施しました。

### (2) 自転車シミュレーターを用いた自転車安全教室

5月5日の「自転車安全利用の日」や夏の交通事故防止運動に合わせ、厚木警察署と連携し、小学生を対象に自転車シミュレーターを用いた自転車安全教室を開催し、自転車を運転する際に起こりうる危険を体験することにより自転車乗用時のルールとマナー、危険予測について学んでいただきました。

### (3) チリリンスクールの開催

9月の高齢者交通事故防止月間に合わせ、地元自治会の協力を得て、市と警察署の主催



チリリンスクール

でチリリンスクールを実施しました。自転車の運転ルールや利用者としての責任、事故が起きた時の賠償などについての講義に加え、安全運転の実技指導も受けていただきました。

### (4) スケアードストレート教育技法による自転車安全教室の実施

秋の全国交通安全運動に合わせ、高校生を対象に教育効果の高いスケアードストレート教育技法による自転車安全教室を実施しました。

スケアードストレートを用いた安全教室では、プロのスタントマンが交通事故をリアルに再現することで、高校生に事故の「怖さ」



スケアードストレート自転車安全教室

を体感させ、交通ルールを守る大切さや無謀運転の危険性を学んでいただきました。

### (5) その他

次の各事業は、条例の施行前から実施していた事業です。

#### ヘルメット購入費助成事業

自転車乗用中の児童・幼児の頭部を保護し、転倒時における怪我を軽減させるため、市内在住の13歳未満の児童・幼児の保護者の方を対象に、児童用自転車ヘルメットの方を購入費の一部を助成し、着用の普及と交通安全意識の高揚を図っております。

イ 幼児2人同乗用自転車購入費助成事業  
 平成21年7月1日神奈川県道路交通法施行細則の改正により、幼児2人同乗用自転車（幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車）に限り6歳未満の幼児2人を同乗させることが許可されたことから、幼児2人同乗用自転車の普及と自転車

◎児童用自転車ヘルメット購入費助成事業実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (8月末時点)
助成期間	6月～2月 (8か月)	4月～2月 (11か月)	4月～3月 (12か月)	4月～3月 (12か月)
対象	小学生	13歳未満	13歳未満	13歳未満
助成件数	749件	1,582件	1,554件	1,137件

◎幼児2人同乗用自転車購入費助成事業実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成件数	53件	58件	68件	53件

5 今後の課題と展望

利用者の安全を図ることを目的に、市内在住の年齢16歳以上で6歳未満の幼児を2人以上で養育されている方を対象に、購入費の一部を助成しております。

自転車の安全な利用を促すには、学校・地域・家庭等においての自転車利用に関する教育の充実による利用モラルを向上し、保持する必要があります。

本市では、放置自転車は減少しておりますが、いまだ一部の自転車が放置されている状況にあることから、放置自転車対策の更なる強化を図り、放置自転車ゼロを目的に、放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収を予定しております。

これにより、放置自転車ゼロと併せて、自転車利用者のルール・マナーの更なる向上を図ってまいりたいと考えております。

また、行政・警察・事業者・交通関係団体と連携し、市民全体へ自転車の安全利用に関する意識を広げていくため、積極的に周知啓発や講習会の実施等に取り組んでまいります。

今後も、学校教育現場を始め、事業者など、あらゆる場において交通ルール・マナーの周知啓発を行い、市民全体の自転車利用レベルを向上させ、「交通事故ゼロ」を目標とした

取組みを行うことで自転車事故の削減に努めてまいりたいと考えております。

